

議案第 6 7 号

日出町介護保険条例の一部改正について

日出町介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 元 年 1 2 月 5 日 提 出

日出町長 本 田 博 文

日出町介護保険条例の一部を改正する条例

日出町介護保険条例（平成 1 2 年日出町条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「平成 3 2 年度」を「令和 2 年度」に改める。

第 3 条第 2 項を削り、同条第 3 項中「第 1 項」を「前項」に改め、同項を同条第 2 項とし、同条第 4 項を同条第 3 項とする。

第 4 条第 3 項中「同号」を「同号イ」に、「(1)」を「同号イ (1)」に改める。

第 1 3 条の見出し中「の設置」を削り、同条に次の 8 項を加える。

2 協議会は、委員 1 6 人以内をもって組織する。

3 協議会の委員は、次に掲げる者から、町長が委嘱する。

(1) 介護保険被保険者を代表する者

(2) 介護サービス事業者の代表者

(3) 保健・医療・福祉関係団体の代表者

(4) 学識経験を有する者又は公益を代表する者

(5) その他町長が必要と認める者

- 4 協議会の委員の任期は3年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。
- 5 協議会の委員は、再任されることができる。
- 6 協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。
- 7 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 8 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 9 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

第14条を次のように改める。

(日出町介護保険事業計画等策定委員会)

第14条 介護保険事業計画及び老人福祉計画（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8第1項の規定による老人福祉計画をいう。）の策定に必要な事項を審議するため、日出町介護保険事業計画等策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

- 2 策定委員会は、委員15人以内をもって組織する。
- 3 策定委員会の委員の任期は、委嘱の日から同日以後の最初の3月31日までとする。
- 4 策定委員会の委員は、協議会の委員と兼ねることができる。
- 5 前条第3項及び第6項から第9項までの規定は、策定委員会について準用する。この場合において、同条第6項から第8項までの規定中「会長」とあるのは「委員長」と、同条第6項及び第8項中「副会長」とあるのは「副委員長」と読み替えるものとする。

第15条及び第16条を削る。

第17条の前の見出しを削り、同条を第15条とし、同条の前に見出しとして「(罰則)」を付し、第18条を第16条とし、第19条から第22条までを2条ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

日出町介護保険事業計画等策定委員会を附属機関として設置したいので提出する。